

松 山 大 学 論 集
第 30 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 1 8 年 4 月 発 行

戦前・戦中の日本(1)

神 森 智

資 料

戦前・戦中の日本(1)

神 森 智

は じ め に

筆者は、かつて、依頼されゲストスピーカーとして、表記のテーマを掲げて松山大学の学生に講話をしたことがあった。その時は、時間の都合もあって、戦前を昭和の初め以降とし、また、戦中を満州事変に始まるいわゆる15年戦争の時期に限定して話した。しかし、軍国主義が台頭して、軍事政権が生まれ、日本周辺の他の主権国家に武力で侵入し、国民の生命・財産を守るべき責任のある政府が日中戦争・太平洋戦争によって310万人もの自国民の生命を失わせ、戦後も旧満州、旧ソ連及び旧ソ連が占領した38度以北の朝鮮などで多数の死者を出し、女性の中には命こそ失わなかったものの、強姦・輪姦また慰安婦を強制されて性病に罹りまた妊娠して人生に回復し難い傷を受けた人達を多数生み、加えてそれらの何倍もの遺族や被害者を作り、さらには、日本中を焼け野原にさせて財産を喪失させた上、当時の言葉で「外地」にあった日本国民の財産をも喪失させた本源的な原因が旧憲法（大日本帝国憲法）の運用にあったこと又は旧憲法そのものにあつたのではないかと考えると、「戦前」の時期を、少なくとも旧憲法制定の時代にまで遡ってみる必要があるように思われる。それは、具体的には、旧憲法の持つ基本理念が生まれる時期、すなわち、大政奉還～王政復古によって武家政治が終焉を告げ、天皇による政治（実は、その当初は、薩長など天皇を担いだ倒幕側の政治）が始まった時期となしうる

であろう。そしてまた、本稿の「戦中」はいわゆる日中戦争（公式には、支那事変）・大平洋戦争を言うが、それには、日清戦争・日露戦争も無関係ではない、として考察する必要があると思われるのである。

なお、表記のテーマを掲げてした講話に続き、「戦後の日本」というテーマで講話をしたが、この内容については、稿を改めることとする。因みに、上記の意味での「戦前・戦中」と「戦後」とは、時の経過に伴い、今日では、奇しくも、70年余という、ほぼ同じ期間になっている。

(注) 明治天皇は、1867（慶応3）年1月に即位、大政奉還は同年10月、同月徳川慶喜將軍職の辞職を乞う、同年12月將軍職廃止、王政復古の宣言も同年12月。「五箇条の御誓文」は翌1868（慶応4）年の3月。元号を明治と改めたのは、同年の9月である。天皇が代わると共に元号が変わる現代とは違っている（歴史学研究会編「日本史年表 第4版」）。

I 「五箇条の御誓文」

1 新国家の基本方針

「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」は主権在民を前提としてはいない。1868（慶応4）年の「五箇条の御誓文」の最初にある「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」は有名であるが、この「五箇条の御誓文」は、半藤一利によれば、「新国家の基本方針」として作られたものというから、その意味では、旧憲法（1889（明治22）年公布・翌年施行）にも繋がりがあると言えるかも知れない。すなわち、ドイツでは憲法は基本法（Grundgesetz）というから「新国家の基本方針」と言うからには、それは、あるいは憲法的性格のものとも言えるであろう。しかし、その内容に従った組織的な制度作りが行われたようには見えないところからすると、この「五箇条の御誓文」は、時代が変わったことを国民に伝えるための情報提供又は宣伝手段であったに過ぎないものかも知れない。

2 「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」は民主主義か

上記「五箇条の御誓文」最初の誓文は、当初「万機公論ニ決シ、私ニ論スル勿レ」という最初の案から始まり、二訂・三訂の「列候会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」を経た後の四訂で「広く会議ヲ興シ…」と修正されたという。「列候会議」とは、諸大名、実は倒幕側の大名を集めての会議を意味するが、徳川方の大名は、当然含まれないはずである。それ故、この「広く会議ヲ興シ」の「会議」は主権在民を前提とした「会議」ではなかった（半藤利一「幕末史」p. 335）。

(注) 因みに、「会議」と言っても、旧ソ連(サヴィエト社会主義共和国連邦)のロシア語略記 CCCP「エス・エス・エス・エル」の二つ目のCのCoverは、元来「会議」の意味であるが、ロシア革命を起こした共産党が、これを「労農代表者会議」の意味で使ったことを考えると、「会議イコール民主主義」とは言いえない。なお、サヴィエト社会主義共和国連邦の英訳は Union of Soviet Socialist Republic で、その略記は USSR であるが、この中の Soviet はロシア語の発音を英文字に置き換えたもので、英語の単語の中に Soviet という単語はない。

なお、戦後、昭和天皇は、「五箇条の御誓文」を以て、日本国民は、最初から民主主義をめざしていたと理解していたというが、如何なものであろうか。

(補) 「五箇条の御誓文」の第二以下は次の通りである。カッコ内は筆者による。

- 一 上下(しょうか)心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ。
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。
- 一 旧来ノ陋習(ろうしゅう)ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ。
- 一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ。

II 旧憲法も押し付け憲法

1 立憲君主制

大日本帝国憲法には、1185年～1867年の間約700年続いた武家による政治が、再び復活することがないようにとの強い配慮があったと思われる。その点で、完全な立憲君主制とは両立しえない、または相容れないところがあったよ

うに思われるところがある。

1875（明治8）年、元老院、大審院を設置、漸次、立憲政体を建てるとの詔勅が出るが、憲法調査のため、伊藤博文が渡欧するのは1882（明治15）年で、そのとき、ドイツで立憲君主制を勧められたことは有名な話である。また、日本政府が法律顧問として招聘していたドイツの行政法学者 Roesler（日本では、ドイツ語本来の発音から離れて、当時の書き方をローマ字式に読んでロエスレルと表している。今は Rösler と書く）にも旧憲法制定に協力してもらった。なお、Rösler は、1890（明治23）年の商法（旧商法）にも関与した。

このようにして、旧憲法では、立憲君主制を導入したが、700年を経てようやく天皇の手に帰ってきた政権が、再び武家の手に移ることがあってはならないという強い警戒感からか、武家政治時代の將軍の持つ強大な権限を天皇に与えるという「二足の草鞋」を履いてしまったと言えそうである。

（補）旧憲法に対しては、中江兆民による批判がある。それは、「憲法は君主と人民の代表者とが、ともに参画して制定すべきものであるから、国会は憲法について意見を述べる権利があり、これを認めないのは、国会とは言えない」といった意味の内容である。

また、憲法発布の式典に参列したと東京大学のベルツ（「ベルツ水」という薬の名の起源をなした）は、内容も知らないで喜んで騒いでいる日本人を憐み、自由があまりにも少ないことを悲しんだという。

2 旧憲法における天皇

第1条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス

第3条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第1条は、これを、裏返して又は端的に言えば、天皇を流刑にしたり、將軍の家来扱いにもした鎌倉・室町・江戸と700年続いた武家政治に帰ることはない；日本を統治するのは天皇である、と宣言したものである。…しかし、後に見るように、数十年も経ずして軍国主義が日本の政治を乗っ取り、形を変えた武家政治が復活したことは、真に皮肉な話ではある。これも「歴史は繰り返す」

の一つなのであろうか。

第2条は、天皇は「男系の男子」の世襲であることを宣言したものであるが、天皇家の歴史では何人もの女帝がいたのに、この伝統を引き継がず、敢えて男子としたのは、旧憲法が武家政治時代の将軍の権限と同等以上の権限を天皇に与えたことからして、例外なく男子であった将軍と同様、男子による世襲としたものかと思われる。

(補) 女帝は、推古、皇極、斎明(皇極再任)、持統、元明、元正、孝謙、称徳(孝謙再任)、光厳、光明、崇光、明正、後桜町の11人で13回あった。

次に、第3条は、天皇を神格化したものであろうか、後に天皇を「現人神」すなわち「人間の姿をした神」として崇める風潮が生まれた。この風潮は、敗戦後の1946(昭和21)年の1月初め、昭和天皇による人間宣言まで続いた。

大逆事件のこと

上記した旧憲法第3条の天皇の神聖性からして、天皇やその親族に危害を加えることは、許すべからざる重犯罪であり、これを受けて、1907(明治40)年公布・翌1908(明治41)年施行の刑法は、その第73条以下4条に亘って「皇室に対する罪」に関する規定を置いていた。世にいう「大逆事件」はこのような環境の中で起こった明治政府による社会主義運動に対する弾圧事件であった。

(注) 旧憲法が施行されるより前1880(明治13)年7月に公布の刑法に「不敬罪」(天皇、皇族、皇孫に対する侮辱)が設けられ、5年以下の重禁固とされていた。しかし、この刑法制定とともに自由民権運動が盛んになり、「不敬」事件も多発したという(『日本史資料4(近代)』pp.194~195)。この1880(明治13)年刑法は、上記刑法の施行(1908(明治41)年)とともに廃止された。

それは、1900(明治33)年の治安警察法による社会主義運動に対する抑圧に抵抗して明治天皇暗殺を計画したとして、上記の1908(明治41)年施行の刑法に依り、1910(明治43)年、宮下大吉、菅野スガ、幸徳秋水を逮捕、さらに全国から社会主義者として数百人を逮捕、上記刑法第73条の大逆罪として

26名を起訴、翌1911（明治44）年、大審院（今の最高裁判所）は、24名を死刑、2名を無期懲役とする判決を言い渡した。死刑判決を受けた者のうち12名は天皇の特赦により無期懲役に減刑、幸徳、宮下、菅野らは判決の数日後に死刑が執行されたという。なお、宮下、菅野ら4名の者の暗殺計画は爆弾を作っていたことから事実とされるが、他の4名は全くの冤罪であるという。国家権力よる殺人事件とも言えるが、こうした過ちを犯したことに對して誰が責任を取るのか。

その冤罪によって死刑にされた者の一人に、大石誠之助と言う医者があった。大石は、アメリカ留学の経験のある医者で、今のように健康保険のない時代、治療代を払えない患者からは何も受け取らないという「医は仁術」を実践した人物であった。幸徳秋水らと交流があったことから死刑にされたという。この大石が、2018（平成30）年、命日である1月24日に和歌山県の新宮市の名誉市民として表彰されたという。心の痛むとともに、少しばかり心の和む話ではある（朝日新聞2018（平成30）年1月22日の「天声人語」）。

（注）「万世一系ノ」は法文の中で使うのは、如何なものであろうか。

法文においても、「著しく」とか「遅滞なく」といった形容詞や副詞が使われているが、これらについては、それぞれ法的概念が定められていて、法文の解釈に関して客観性がある。これに對して「万世一系ノ」については、その概念について客観性がなく、法文の中で使うには疑問があるように思う。

また、「万世一系ノ天皇」については、歴史的に見て疑問があることにも問題がある。わずか15代の徳川将軍家でも「一系」ではなく「傍系」で繋いでいる。大和朝廷も、仲哀と応神、また武烈と継体の間は切れている。継体には応神五世の孫という説もあるが、仮にそうであるとしても、それは「傍系」である。

なお、日本の神話では、「万世一系」の出発点は、神武天皇とされ、存命中は「カムヤマトイワレヒコ」と称されたが、その即位の時から、1940（昭和15）年で2600年になるとされ、これを「皇紀2600年」と呼び、当時は国を挙げての祝賀ムードであった。2017（平成29）年2月11日、国会の席上、開口一番「本日は建国2677年、おめでとうございます」と言った議員がいたが、神武建国の話はいわば神話であり、学問としての日本史に合致しているかどうかは疑わしい。その神話によれば、神武天皇は137歳まで生きていたことになっているばかりか、神武のあと16代（仁徳）までの天皇で100歳を超えて生存した者が11名いる。

最高は景行の143歳、最低は成務の107歳。また、応神は在位期間が110年、没年は111歳となっている(東大歴史編纂所「読史備要」,「日本歴代天皇大観」,戦時中の「少年国史物語」,吉村武彦「ヤマト王権」,「日本書紀」,歴史学研究会「日本史年表」…応神の在位年数については「東大読史備要」では110年,「少年国史物語」では111年,「日本歴代天皇大観」では41年と差がある。また、安寧と開化の在位年数に1年の差がある)。

なお、学問としての日本の天皇制は、6世紀初めの継体から始まっているとされる場合が多いようである。

因みに、戦時中の海軍の戦闘機「零戦(ゼロ戦)」の「零」は「皇紀」2600年の零であり、同じく海軍の「一式陸攻(陸上攻撃機)」の「一」は、同じく、その2601年の一である。因みに、「三八式歩兵銃」の「三八」は日露戦争中の1905(明治38)年に作られ、1880(明治13)年以來の軍用銃であった「村田銃」に代わって採用され、1945(昭和20)年の敗戦時まで使われたもので、この「三八」は「皇紀」には関係はない。

(補) なお、「皇紀2600年」を記念して、東京オリンピックが誘致されていたが、日支事変(日中戦争)のため返上した。

3 天皇の大権事項

第4条 天皇ハ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニヨリ之ヲ行フ

第5条 天皇ハ帝国議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ

第57条 司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第55条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ

第11条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第12条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第13条 天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講ジ及諸般ノ条約ヲ締結ス

(注) 満州事変(1931(昭和6)年),第1次上海事変(1932(昭和7)年),北支事変(1937(昭和12)年=のち支那事変),第2次上海事変(1937(昭和12)年)と呼ばれ,「戦争」という字が付いていないのは,これらの戦争が,憲法第55条により政府が決め,これに基づいて天皇による宣戦布告(憲法第13条)がなされた上でのものではなかったことに依る。…ということは,これらの戦争は陸軍が憲法を無視(政府を無視し,天皇を無視)して勝手に始めたということである。

(補) 上記の第11条の規定を盾に取って,日本の軍部特に陸軍が「我々は天皇の直属であるから,政府の指図を受けることはない」として勝手なことをし始めたのが,ついには,

天皇をも無視し、宣戦布告のないままに戦争しかも侵略戦争を始めることになった。そして、海軍もこれに追随するようになり、日本政府も軍部の圧力に屈して、これを追認、天皇もまた、立憲君主制に縛られて、こうした政府延いては軍部の態度を黙認してしまった。もっとも、この時期、軍部特に陸軍の圧力が強く、憲法上不可能なことながら、昭和天皇を退位させて小学生の皇太子（後の平成天皇）を天皇にすることを画策する陸軍大将がいた。昭和天皇は「幽閉されるか命を取られるかも」という身の危険を感じたという。事実、戦時中反戦派に対する暗殺事件や暗殺未遂事件が横行した。その標的になった者のなかには1936（昭和11）年の2-2-6事件や1940（昭和15）年の首相米内光政暗殺未遂事件に見られるように海軍の幹部が何人もいた。山本五十六も反戦派で、次の海軍大臣の予定者であったが、東京に居ると命を狙われるかも知れないからしばらく海にでも出ておれ、ということで連合艦隊司令長官に転出したというエピソードがある。昭和天皇もこうした現実を見て、自らの身の危険を感じたのであろう。

旧憲法は、武家政治の復活を強く警戒した制度作りでもあったが、上に見るように、陸軍による軍閥政治が起り、再び形の違う武家政治を復活させたという皮肉な歴史を作ってしまった。もちろん、これは、旧憲法に内在する必然の問題ではなく、その運用の問題ではあるが。ポツダム宣言受諾のときのように、もっと早い段階で、昭和天皇が「幽閉されるか命の危険を冒して」でもストップをかける責任があったはずであると思う。

4 欣定憲法

現行憲法を、占領軍とくにアメリカからの「押し付け憲法」と呼ぶ向きがある（とくに改憲論者の間に）が、旧憲法も「欣定憲法」と呼ばれるところからも明らかなように、明治天皇からの国民への押し付け憲法である。形の上でも、「欣定憲法」よろしく、1889（明治22）年2月11日、憲法発布記念式典が行われ、明治天皇から、憲法並びに衆議院議員選挙法及び貴族院令などの関連法令が黒田清隆首相に手渡された（憲法の施行は翌1890（明治23）年11月29日＝第1回帝国議会の開催日）。しかし、その実態は「薩長政府による押し付け憲法」である。すなわち、それは、天皇を祀り上げた薩長政府のための、江戸幕府と同様、四民（士農工商）を彼等の思うように従わせるための、彼等によって作られた憲法であって、日本国民の意思による、日本国民のための、日本国民の憲法ではなかった。それは、国民の利益に反する内容の憲法でもあつ

た。このことは、第二章 臣民ノ権利義務の規定するところを見れば、よく分かるはずである。次の通りである。

(注) アメリカの大統領ケネディが尊敬していたという上杉鷹山の名言「民は君主のためにあるのではない。君主が民のためにあるのである」は、旧憲法の考え方とはまさに真反対である。

(補) 上記の明治天皇から黒田首相に渡された「衆議院議員選挙法」による第1回総選挙は1890(明治23)年7月1日に実施されたが、このときの選挙権者は、年齢25歳以上の男子で、直接国税15円以上を納める者に限られ、その人口に対する比は僅か1%余であった。また、選挙区は小選挙区で、記名投票であったという(「日本史資料4(近代)」pp.210~211)…因みに「直接国税15円以上」は、その後減額され、1923(大正12)年に撤廃されたが、女性の参政権(投票権)が認められるのは、敗戦の年1945(昭和20)年のことである。

5 臣民の義務

第20条 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ従イ兵役ノ義務ヲ有ス

第21条 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ従イ納税ノ義務ヲ有ス

(注) 兵役の義務(国民皆兵)は1870(明治3)年に府藩県に通達した「徴兵規則」、1872(明治5)年の「徴兵の詔書・大政官告諭」、1873(明治6)年の「徴兵令」を経て、旧憲法に持ち込まれたもの。但し、この「徴兵令」では、身長5尺1寸(155センチメートル弱)未滿の者、病弱・不具等、戸主、家督を継ぐ者、独り子など12項目の他、270円納付すれば、兵役が免除されたので、後の「国民皆兵」とは、かなり違った実態にあったようである(「日本史資料4(近代)」p.100)。

しかし、日中戦争・太平洋戦争が末期に近づくにつれて、徴兵免除はほとんどなくなり、徴兵検査では不合格の「丙」(徴兵検査の結果は「甲」「第一乙」「第二乙」が合格であった)とされた者、また長男・次男は問わず、中には結核にかかっている者までも徴兵されるようになった。徴兵は、軍から市町村役場の軍務課に対して、「〇〇名出せ」と言って来るといったシステムになっていたため、要求された人数を充たすために、市町村役場としては、本来不合格の「丙」とされた者までも出さなければならなかったようである。

なお、市町村役場に対する軍の要求の中には、「貧乏な家の娘で健康な者を〇〇名出せ」といった指令もあったという。韓国での「従軍慰安婦」問題がいつまでも解決できないでいるが、日本国内でも、同様なことが軍の関与の下に行われていたと言うから、植民地や占領地においても、そうしたことがあったことは、残念ながら否定しうべくも

ないことであろう。

原因はすべて戦争にある。敗戦後、満州などで、日本人の婦女子多数が性的な犠牲者・被害者になったことについては、すでにふれたが、すべては戦争に原因と責任がある。戦争さえなければ、このような悲劇は生まれない。戦争にはルールはない。あっても守られることはない。

次に、納税の義務は1873（明治6）年の「地租改正条例」、その翌年改正、1884（明治17）年新地租条例、1875（明治8）年制定の「酒類税則」「車税規則」、1887（明治20）年「所得税法」等の公布に由来する。

6 臣民の有する条件付自由

第22条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ住居移転ノ自由ヲ有ス

第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ゲズ及臣民タルノ義務ニ背カザル限ニ於テ信
教ノ自由ヲ有ス

第29条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス

（注）この第29条に基づいて、多くの検閲制度が設けられた。また、第28・29条は治安維持法の憲法上の根拠となったともいえよう。

7 男女の差別

旧憲法の下では、男女間の差別が公然と認められていた。

① まず、女性には、選挙権が認められていなかった。1923（大正12）年、法制審議会は婦人参政権を否決、翌年、婦人参政権獲得期成同盟会結成（次の年、婦人選挙権獲得同盟と改称）されたが、1940（昭和15）年解散、実現したのは、敗戦後の1945（昭和20）年に至ってである。

② また、刑法には、姦通罪（親告罪）なるものが定められており、妻（法文では「有夫ノ婦」）の不倫は刑法上の罪とされていた。同じ不倫をしても、妻のある男性がした場合には何等お咎めもなかった。

（補）のちに歌人として有名になる柳原百蓮（大正天皇を生んだ柳原愛子の一族）は北九州の炭鉱王伊藤伝衛門と再婚するが、青年と駆け落ちして、新聞紙上を騒がした事件があった。このとき、伝衛門は告訴しなかったという。

③ 民法では、妻は、未成年者、禁治産者、準禁治産者とともに、法律行為の無能力者とされていた。…現在の民法では、「禁治産者」・「準禁治産者」という用語はなく、前者に相当する法律行為無能力者は「被保佐人」(民法第12条)といい、後者に相当する者は「成年被後見人」(同8条)という。また、当時の未成年者は、今日とは異なり20歳未満の者を言った。

妻は、夫の許可なくしては、一切の法律行為は許されなかったのである。

④ また、妻との間の子を「嫡出子」といい、妻以外の女性との間の子であってその父親が自分の子であると「認知」(妻の承認は不要)して戸籍に入れた子を「庶子」と言った。ただし、庶子の相続権は嫡出子の相続権の半分であった。

(注) 明治時代には、まだ、いわゆる2号、3号を持つことは男の甲斐性であり、何等憚るべきことではなかった。女性もまた、同じ考えをもっており、いわゆる2号、3号と呼ばれた女性は、盆・暮には、正妻のところへ挨拶に行くという慣習もあったという。また、これらの女性が同じ屋根の下で生活することも行われていた。徳川慶喜には2人の側室がいて、同じ屋敷に住み、彼は、正妻と合わせて3人の女性を10日毎に巡回していたという。東京の谷中にある慶喜の墓所には、これら3人の女性の墓もある。ただし、側室の墓は正妻の墓より小さい。

明治天皇も皇后に子がなかった所為か5人の側室がいた。大正天皇は、その一人、前記した柳原百蓮の一族の柳原愛子の子である。なお、側室の選任に当たっては皇后が関与していたとも言われている。

昔は、「腹は借り物」という考え方があり、それが「男系」という考え方と制度をもたらしたのであろうか。旧憲法第2条の「皇男子孫」や現皇室典範の「男系の男子」は、ヨーロッパの王室を見ても、アナクロニズムとしか言えないように思う。

なお、明治天皇の側室に関しては、近代国家では一夫一婦制なのに、一夫多婦制は問題ありという意見が宮中にあったともいう。

因みに、昭和天皇の子は3人続けて女子が生まれたため、側室をという話が宮中にあったが、昭和天皇は、これを容れなかったそうである。幸い、その後、男子(平成天皇とその弟)が生まれて事態は収まったが、一時は、「日本の将来はどうなる」といった心配が国中に広がっていたという。前記のように旧憲法が、天皇家は「皇男子孫」が継ぐとされているためであるが(この点は現皇室典範も同じ)、これも男尊女卑の思想によるものと言う他はない。

Ⅲ 旧憲法に発する国民の自由の圧迫

1 共産主義の脅威

時代は飛ぶが、旧憲法が施行されてから27年、大正期の1917（大正6）年、帝政ロシアにおけるロマノフ王朝一家を殺害するなど暴力による共産革命の恐怖——国民皆兵制ゆえ、兵士の中には、いろんな職業・学歴・考え方等の持ち主がありうる話であるから、日本兵の中に共産主義者や共産黨員がいるという話は尤もであり、ロシア革命の主役に兵士がいたように、日本に共産革命が起これば、彼らによって天皇や皇族も惨殺される可能性——を感じて、1925（大正14）年制定、1928（昭和3）年改正の治安維持法、1941（昭和16）年制定の新治安維持法による信教の自由並びに言論著作印行集会及び結社の自由の圧迫は、その後の日本の取り返しのつかない悲劇の基となった。なお、それに先立って、1900（明治33）年、治安警察法が設けられ、労働運動や大衆運動を取り締まったという歴史がある。

以下は、さらに時代が飛ぶが、敗戦までの昭和期における、信教の自由、言論等の自由への圧迫の具体例である（歴史学研究会編「日本史年表」、中村・森編「年表 昭和・平成史」、岩波日本史辞典）。

（補）1891（明治24）年、ロマノフ王朝の皇太子（のちのロシア共産革命の時の皇帝で一家惨殺される）が来日した時、護衛役の津田三蔵巡査（警官）がサーベルで同皇太子を切りつけるといふ事件（大津事件）が起こった。明治天皇は、入院中の同皇太子の見舞に京都の病院にまで出かけた。この事件で、政府首脳は、津田巡査を日本の皇族に対する犯罪（旧刑法）に準じて死刑に処すべきとしたが、時の大審院長（現最高裁判所長官に相当）児島惟謙は、罪刑法定主義を楯にこれを退け司法権の独立を守ったことは有名である。

2 信教の自由の圧迫

1935（昭和10）年 大本教幹部30数人逮捕 翌年本殿爆破

1936（昭和11）年 大本教に解散命令

- 同年 ひとのみち（現 PL）教団教祖御木徳近検挙
- 1939（昭和14）年 宗教団体法公布（宗教団体の教化運動始まる）
- 1943（昭和18）年 創価教育学会弾圧
- 1944（昭和19）年 大日本戦時宗教報国会結成

（注） 信教の自由の制限は、天皇家の宗教が神道であることからか、廃仏稀釈運動の引き金になった「神仏判然令」1868（慶応4）年や1871（明治4）年の「官社以下定額及神官職員規則」による官弊社・国弊社（それぞれ大社・中社・小社）制度による神道優位、国による神社保護の影響が感ぜられる。戦時中には、京都辺りの寺の僧侶が検挙されたという話もあったと聞く。

3 言論の自由・思想信条の自由の圧迫

- 1928（昭和3）年 共産党員 488 名検挙
- 同年 河上 肇・向坂逸郎ら大学を追われる。
- 1929（昭和4）年 共産党員 339 人検挙
- 1930（昭和5）年 山田盛太郎・平野義太郎・三木清ら検挙
- 1933（昭和8）年 滝川幸辰休職を強いられる 法学部長これに抗議して辞任
- 同年 住谷悦治退職（のち、松山高商教授となるも退職）
- 同年 内務省出版物検閲制度改革 出版警察の拡充
- 同年 野呂栄太郎検挙 翌年獄死
- 1935（昭和10）年 美濃部達吉の天皇機関説 貴族院で攻撃され、貴族院議員を辞任 不敬罪（旧刑法天皇皇室に対する罪）で起訴され 著書は発売禁止
- （注）美濃部達吉は東京都知事であった美濃部亮吉の父親
- 同年 日本共産党中央委員会壊滅
- 同年 政府 第1次・第2次 国対明徴声明 天皇機関説を批判
- 1936（昭和11）年 思想犯保護観察法公布 不穏文書臨時取締法公布
- 同年 平野義太郎・山田盛太郎ら一斉検挙
- 1937（昭和12）年 国民精神総動員実施要領決定

- 同年 東大矢内原忠雄言論活動を非難されて退職
- 同年 山川 均・加藤勘十ら労農派など400人余を検挙
- 1938（昭和13）年 東大有沢広巳・大内兵衛・脇村義太郎・美濃部亮吉ら24名検挙のち退職
- 同年 陸軍従軍作家 久米正夫・丹羽文雄・林芙美子・岸田国士ら漢口（中支）へ出発
- 1939（昭和14）年 映画法公布（映画の国家統制）
- 同年 東大河合栄治郎・土方茂美 休職処分
- 同年 東大総長平賀海軍中將
- 1940（昭和15）年 民政党斉藤隆夫衆議院で戦争政策を批判し、議員除名可決
- 同年 津田左右吉「神代史の研究」発禁 岩波茂雄とともに出版法違反で起訴
- 同年 聖戦貫徹議員連盟結成
- 同年 社会大衆党・政友会久原派・民政党相次いで解党
- 同年 日本労働総同盟。婦人選挙権獲得同盟・日本海員組合解散
- 同年 大政翼賛会発会 東方会解散し既存の政治団体すべて解散
- 同年 大日本産業報国会創立
- 1941（昭和16）年 新聞等掲載制限令公布
- 同年 大日本青少年団結成
- 同年 国家総動員法改正公布（政府の権限大幅に拡大・立法府の権限大幅に制限→憲法違反=ヒトラーによる全権委任法をまねる）
- 同年 固防保安法・改正治安維持法公布
- 同年 大日本壮年団連盟結成
- 同年 大政翼賛会改組
- 同年 翼賛壮年団結成
- 1942（昭和17）年 大日本翼賛壮年団結成

| | |
|-------------|--|
| 同年 | 愛国婦人会・国防婦人会統合 大日本婦人会を発足 |
| 同年 | 翼賛政治会結成＝事実上の一党独裁となる |
| 同年 | 「改造」9月号 発売禁止執筆者検挙 |
| 同年 | 古川電工徴用工待遇改善要求 1,500人指導者検挙 |
| 同年 | 南満州鉄道(株)調査部 44人検挙 |
| 同年 | 愛国百人一首発表 |
| 同年 | 大日本言論報国団総会 |
| 1943(昭和18)年 | ジャズ等米英楽曲 1,000種の演奏レコード禁止 |
| 同年 | 米英語の雑誌名禁止 |
| 同年 | 谷崎潤一郎の「細雪」連載中止 |
| 同年 | 日本美術報国会創立 |
| 1944(昭和19)年 | 「中央公論」「改造」の編集者・文化人総勢 60数名検挙(事実無根) 拷問にかけて4名が獄中死(横浜事件一戦後裁判で無罪) |
| 同年 | 文部省 軍事教育強化方針発表 |
| 同年 | 旅行制限の強化 |
| 同年 | 情報局 中央公論社・改造社に自発的廃刊を命令され廃業 |

(注) 言論の自由の制限は、すでに1868(慶応4)年の「出版物の無許可発行の禁止」「新聞の無許可発行の禁止」、1869(明治2)年の「新聞誌印行条例」の制定、「出版条例」の制定にその萌芽がみられると言えよう。

(補) 法令の適用は、末端の役人になるほど拡大解釈される傾向がある。庶民から「犬公方」の名をもらった徳川綱吉の「生類憐みの令」も、末端の役人の過剰反応から、民衆をより苦しめる制度になったという側面があったようだが、治安維持法等の適用についても、似たようなバカバカしいことがあったという。例えば、「昆虫社会」というタイトルの雑誌が「『社会』とはけしからん」として発売禁止になったり、「古式床しき…」の「床しき」を「『床(とこ)敷き』とは卑猥である」として削除されたという、これまたバカバカしい話が伝えられている。…当時は、新聞・放送・出版物の原稿はすべて事前に検閲された。部分的に白紙になっている新聞があったし、××××××××××が何ページも続く書物を見たこともある。

また、この時代には、「アカ」という言葉があった。「アカ」とは共産主義者のことである。そして、いったん「アカ」のレッテルを貼られると、社会的に抹殺されてしまうばかりか、特高警察や憲兵隊から拷問を受けて命を失ったり、長期の刑務所行きになってしまう蓋然性が高かった。だから、自分の気に入らない者を故意に「アカ」呼ばわりして抹殺するような悪い奴まで現れたという。「アカ」呼ばわりは、文字通り「殺し文句」であった。

因みに、「アカ」とは言わないが、似たようなことは、今日の日本にあっても見ることができる。公職選挙に絡んで、警察が無実の者に対して「死刑にしてやる」と言い、200日を超えて勾留され、無実ながら自白したという事件が鹿児島であった。また、厚生労働省の女性局長が、無実であるのに勾留され犯人扱いにされたという事件もあった。

警察や検察には、犯人を挙げるノルマが課せられているのであろうかとか、犯人を挙げたら勤務成績が上がる仕組みがあるのだろうか、などといった話を耳にすることがあったが、あるテレビ番組で出演した警察の官僚は、「予算との関係として」と暗にそれを肯定したのを聞いたことがある。

また、種々問題を残した「共謀罪」には、治安維持法と警察官職務執行法の再来と「オイコラ警察」復活の不安を禁じ得ないものがあるという意見は、「願わざる儀」ながら、あるいは当たっているかも知れない、この法律に対しては、与党の自民党の中にも、現に複数議員の反対があるそうだし、長老や元議員にも反対意見があると聞かすが、そうした意見は、誰かによって抑えられてしまっているのだろうか。もし、そうだとすれば、自民党はもはや自由民主党ではなく、看板に偽りありと言わざるをえないと思うのは、筆者のみではあるまい。また、国会で審議中、国連から質問の文書が届いたというが、日本政府はこれに、回答したという話が聞かれない。かつて満州国建国問題を巡って、国際連盟から脱退した戦前の日本を思い出すのは、筆者のみではないような気がするのだが…。

Ⅳ 明治政府の国造り

1 近代国家への仲間入り

さて、時代は遡るが、前記したように、明治の薩長政府は、武家政治が復活することがないような体制作りの他、徳川幕府が結んだ不平等条約を早く解消して近代国家への仲間入りすることが火急の課題としていた。このため、欧米の先進諸国の制度・技術等を貪欲に吸収した。

憲法・商法はドイツ，民法はフランスのちドイツ，銀行制度はアメリカ，鉄道はイギリス，郵便制度はイギリス，左側通行もイギリス（現在対面交通は戦後の占領下にできた制度），陸軍は幕末からフランスのちドイツ，海軍はイギリス，といった具合である。また，技術者や大学の教授なども外国人に依存していた。

(注) 民法の原案の作成に貢献した Boissonade (ボワソナード) の胸像が最高裁判所の図書室の入口にある。筆者は憲法・商法の制定に貢献した Roesler の胸像はないのかと図書室の職員に聞いてみたが，知らないと言っていた。当時，これらの外国人の給与は月額 500 円～600 円で大臣並みであったという。

それに，制度や技術等の輸入だけではなく，鹿鳴館外交に見られるような先進外国人との交際の仕方にも気を配った。西洋式の音楽の導入は，替え歌が流行った。例えば，文部省による小学校唱歌「蛍の光」はスコットランド民謡の曲に日本語の歌詞を付けたもの，また，相模湾で少年 12 人がボートで遭難した時作られた「真白き富士の根，緑の江の島」で始まる有名な歌は，ある女学校の教師が一夜にして作詞したというエピソードがあるが，この歌も替え歌であったという。

(注) 1882 (明治 15) 年のこと，文部省唱歌「蛍の光」の歌詞の 4 番に，当初，「千島の奥も沖縄も，八島の外の守りなり…」(八島とは日本列島のこと。大八島とも言う)とあったものを「千島の奥も沖縄も，八島の内の守りなり…」と修正されたという。なお，3 番にも修正箇所があったという(「日本史資料 4 (近代)」p. 198)。因みに，「琉球国王を藩主とする詔書」は 1872 (明治 5) 年，ロシアとの間の「千島樺太交換条約」は 1875 (明治 8) 年，「小笠原諸島帰属表明」は 1876 (明治 9) 年である。

なお，前述したことだが，明治天皇には皇后との間に子がいないためか，5 人の側室がいたが，先進国では一夫一婦制だから側室を認めるのは近代国家とは言えないのではないか，と言う意見が宮中にあったという。

(補) 因みに，現在の皇族には女性が多く，平成天皇は，皇室典範を改正して女性天皇を可能にする制度を設けることを希望したというが，時の総理大臣の中には，これに断固反対というものが居たという。しかし，この問題は秋篠宮家に男子が生まれて，当面は解

消したが、日本も昔は女性天皇は13人（2度なった人があるから実質11人）もいたし、現憲法第14条の定める男女平等・対等の思想からしても「男系の男子」にのみ拘るのは、アナクロニズムの謗りを免れ得ないではないのか。せめて「男子がいるときには男子とし、男子がいないときに女子とする」といった原則を利害関係が存在しない間に決めておくのが良いかと思う。因みに、英国では、男子・女子にかかわらず、第1子が皇位継承者であるという。（この件、前記Ⅱの7でも述べた。）

2 富国強兵

また、明治政府の国造りは「富国強兵」にもあった。経済の発展と軍備の近代化・増強という二つの課題を、そのスローガンとしていた。

長期にわたる鎖国のせいもあって、経済が欧米の先進国に追い付くために急速な資本主義化政策が必要であった。また、清国のようにヨーロッパ列強の侵略を受けないためには、相応に強力な軍備が求められた。

そのため、政府が先頭に立って資本主義を進める国家独占資本主義をもって政策とせざるを得なかった。…資本主義の後進国ほど、先に独占形態が現れるという歴史がある。すなわち、先進資本主義国イギリスには独占形態は現れないのに、その後進国であるドイツに独占形態のカルテルが出現し、また、同じく後進国であるアメリカに独占形態のトラストが現れた。後進資本主義国日本では、国家独占資本主義という形をとったわけである。

また、明治政府が、幕府の締結した条約の遵守を各国に通告したことなどもあって、英米仏伊蘭露は戊辰戦争に対し局外中立を表明し、内戦に乗じて植民地化されることは避けられたが、幕末の薩英戦争（1863（文久3）年）や下関海峡での英仏米蘭4か国艦隊の攻撃（1864（元治元）年）などによる敗戦経験は、明治政府をして、必然、「強兵」策に向かわせることになる。

経済成長

「富国」策はそれなりに成功を取めたとと言えるであろう。それは、徳川時代の人口が3千万人辺りを推移していたのに対して、明治になってから急速に人口が増加してきた事実からも言えるように思う。すなわち、初めての全国戸籍

実施の結果、1872（明治5）年の人口が33,110千人であったのに対して、40年後の1912（明治45）年には50,577千人（47都道府県の日本人）となって53%もの増加が見られる。…因みに60年後の1932（昭和7）年には、倍増の66,434千人（同上）となっている。人口の増加のみが「富国」のバロメータにはなりえないのは勿論であるが、経済発展の結果を見る一つの尺度にはなりうるものと言えよう。

また、ゼロから出発した鉄道は、1907（明治40）年には、国鉄・私鉄合わせて営業キロが5,000キロを突破し、電気の発電力は、1907（明治40）年に74,419 kWであったものが、1919（大正8）年には、10.7倍の798,177 kWとなっている。

さらに、多くを輸入に頼り、国内生産は0に近い状態であった綿糸の国内生産量は、1907（明治40）年には1,000 梱に達する程の生産量となった。

工場労働者数は1886（明治19）年に75,349千人であったものが、1909（明治42）年には13倍の991,507千人となっている。

（注）これらは、「日本史資料4（近代）」pp. 240-241 によった。

軍事大国

次に、「強兵」策であるが、軍事費の一般会計に占める割合が、その一つの手がかりになるであろう。これについて、「岩波日本史辞典」によると、

西南戦争（1877（明治10）年）前年の38.4%、同戦争時の41.1%

日清戦争（1894～95（明治27～28）年）時の69.4%と65.6%

日露戦争（1904～05（明治37～38）年）時の81.9%と82.3%

という突出した軍事費を除くと、明治年間の軍事費は、戊辰戦争時を含み、最低が1869（明治2）年の12.8%、最高が日露戦争直後の1906（明治39）年の54.4%で、次に見るように10%台が14回、20%台が9回、30%台が8回、40%台が6回、50%台が2回である。なお、次表は、「岩波日本史辞典」記載の大蔵省統計等によるものである。

| | 通常軍事費 | 突出軍事費 (40%超) |
|------------------------------|-------|-----------------|
| 1867 (慶応3) | 18.3% | |
| 1868 (慶応4・明治元) 戊辰戦争 | 18.6% | |
| 1869 (明治2) 戊辰戦争 | 12.8% | |
| 1870 (明治3) | 17.4% | |
| 1871 (明治4) | 16.6% | |
| 1872 (明治5) | 15.6% | |
| 1873 (明治6) | 16.6% | |
| 1874 (明治7) 佐賀の乱・台湾出兵 | 18.5% | |
| 1875 (明治8) | 14.8% | |
| 1876 (明治9) 萩の乱・西南戦争前年 | 38.4% | |
| 1877 (明治10) 西南戦争 | | 41.1% |
| 1878 (明治11) | 19.5% | |
| 1879 (明治12) | 18.7% | |
| 1880 (明治13) | 19.1% | |
| 1881 (明治14) | 16.8% | |
| 1882 (明治15) | 18.6% | |
| 1883 (明治16) | 20.3% | |
| 1884 (明治17) | 25.4% | |
| 1885 (明治18) | 25.5% | |
| 1886 (明治19) | 24.7% | |
| 1887 (明治20) | 28.0% | |
| 1888 (明治21) | 27.7% | |
| 1889 (明治22) | 29.6% | |
| 1890 (明治23) | 31.5% | |
| 1891 (明治24) | 28.5% | |
| 1892 (明治25) | 31.1% | |
| 1893 (明治26) | 27.1% | |
| 1894 (明治27) 日清戦争 | | 69.4% |
| 1895 (明治28) 日清戦争・日清講和条約・三国干渉 | | 65.6% |
| 1896 (明治29) | | 43.5% |
| 1897 (明治30) | | 49.5% |
| 1898 (明治31) | | 51.3% |

| | | |
|-----------------|---|-------|
| 1899 (明治32) | | 45.0% |
| 1900 (明治33) | 北清事変 | 45.7% |
| 1901 (明治34) | | 40.1% |
| 1902 (明治35) | 日英同盟 | 29.9% |
| 1903 (明治36) | | 47.9% |
| 1904 (明治37) | 日露戦争 | 81.9% |
| 1905 (明治38) | 日露戦争・日露講和条約・韓国日本の保護国また同年第2次日韓協約(これに依り外交権を日本が掌握) | 82.3% |
| 1906 (明治39) | 韓国統監府開庁 | 54.4% |
| 1907 (明治40) | 第3次日韓協約(これに依り韓国の内政全般を日本が掌握), 韓国軍隊解散式・義兵運動起こる | 34.9% |
| 1908 (明治41) | | 33.6% |
| 1909 (明治42) | 伊藤博文暗殺 | 33.3% |
| 1910 (明治43) | 韓国併合条約 | 32.6% |
| 1911 (明治44) | | 35.2% |
| 1912 (明治45・大正元) | | 33.8% |

(補) 大正・昭和期の軍事予算

本来ならば、後述の大正期と昭和期のところで掲げるべきであろうが、上記の明治年間の軍事費との比較に資するため、大正期及び昭和期の敗戦時までの軍事費について示すこととする。次の通りである(上記の明治期同様「岩波日本史辞典」を加工したもの)。

先ずは、大正期の軍事費について。

| | | |
|-------------|------------------------------|-------|
| 1913 (大正2) | | 33.5% |
| 1914 (大正3) | 第1次世界大戦 日本対独戦宣告 | 35.6% |
| 1915 (大正4) | 第1次世界大戦 | 37.0% |
| 1916 (大正5) | 第1次世界大戦 | 40.4% |
| 1917 (大正6) | 第1次世界大戦 ロシア共産革命 | 47.4% |
| 1918 (大正7) | 第1次世界大戦 シベリア出兵 | 51.9% |
| 1919 (大正8) | 満州で日支両軍衝突 | 65.1% |
| 1920 (大正9) | ワシントン条約締結 | 58.4% |
| 1921 (大正10) | | 52.7% |
| 1922 (大正11) | シベリア派遣軍撤退 海軍軍縮・戦艦など9隻製造中止 | 45.7% |
| 1923 (大正12) | 関東大震災 | 34.2% |

| | | |
|-----------------|------------|-------|
| 1924 (大正13) | | 29.6% |
| 1925 (大正14) | 陸軍軍縮4個師団廃止 | 29.4% |
| 1926 (大正15・昭和元) | | 27.7% |

大正期計 20%台3回・39%台4回・40%台3回・50%台3回・60%台1回

(注) 第1次世界大戦には、日英同盟の誼から求められて、ドイツに宣戦布告して、参戦し山東半島に上陸、ドイツ軍を攻め、青島を占領、また、赤道以北のドイツ領有の南洋群島を占領した。

大戦後、この南洋群島は、国際連盟から日本に委任統治され、沖繩辺りから移住した人が多かったという。また、第2次大戦のときには、日本軍の基地になり、守備軍の玉砕した島も数多くあった。

次いで、昭和期の軍事費について

| | | |
|-------------|-------------------|-------|
| 1927 (昭和2) | 第1次山東出兵 | 28.1% |
| 1928 (昭和3) | 第2次山東出兵・張作霖事件 | 28.6% |
| 1929 (昭和4) | 枢密院パリ不戦条約承認 | 28.6% |
| 1930 (昭和5) | ロンドン海軍軍縮条約調印 | 28.5% |
| 1931 (昭和6) | 満州事変 | 31.2% |
| 1932 (昭和7) | 満州国建国・1次上海事変 | 35.9% |
| 1933 (昭和8) | 山開関占領・熱河省進攻 | 39.1% |
| 1934 (昭和9) | ワシントン条約単独破棄 | 43.8% |
| 1935 (昭和10) | 支那駐屯軍華北政權樹立声明 | 47.1% |
| 1936 (昭和11) | ロンドン海軍軍縮条約脱退 | 47.6% |
| 1937 (昭和12) | 支那事変・2次上海事変・南京占領 | 69.5% |
| 1938 (昭和13) | 徐州・広東・武漢占領 | 77.0% |
| 1939 (昭和14) | ノモンハン事件 | 73.7% |
| 1940 (昭和15) | 北部仏印進出 | 72.5% |
| 1941 (昭和16) | 南部仏印へ進出・対米英蘭開戦 | 75.7% |
| 1942 (昭和17) | 戦線拡大の一方でミッドウェー大敗戦 | 77.2% |
| 1943 (昭和18) | 米軍の攻勢強化・アッツ島玉砕 | 78.5% |
| 1944 (昭和19) | 連合艦隊壊滅・本土空襲始まる | 85.3% |
| 1945 (昭和20) | 無条件降服 | 72.6% |

昭和期20年間計 20%台4回・30%台3回・40%台3回・60%台1回・70%台7回・80%台1回

(参考) 2018(平成30)年の防衛費予算は5兆1,900億円で、一般会計予算に対する割合5%強である。また、この金額は、世界では、ダントツ1位のアメリカ及び2位の中国に続き、ほぼ似たような金額のイギリス・ドイツ・フランスに近い第6位であるという。この順位は対ドル円高・円安によって上下しうるが、世界的にみると、日本は軍事大国であると言われても仕方がないのではないか。

3 軍人勅諭

軍人勅諭は1882(明治15)年、明治天皇の名において陸海軍人に対して発付された勅諭である。その最初は、軍隊は天皇直属であることを宣言したもので「我が国の軍隊は世々天皇の統率し給う所にぞある。昔、神武天皇大友・物部の兵(ツワモノ=筆者)共を率いて…」から始まる長文のものであったが、筆者と同世代の者は、旧制中等学校の授業で必須科目である軍事教練の一環として暗記させられたものである。この「軍隊が天皇直属である」ことは、後に、旧憲法第11条の「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」に連なっていくことになる。

次に、軍人に対して要求される五つの人間的条件が「一(ひとつと読む。以下同じ)軍人は忠節を尽くすことを以て本分とすべし」「一 軍人は礼儀を正しくすべし」「一 軍人は武勇を尊ぶべし」「一 軍人は信義を重んずべし」「一 軍人は質素を旨とすべし」という見出しを掲げて述べてあり、それぞれが教育勅語より長いものであった。

こうした軍人勅諭は、国民皆兵制であるところから、次に紹介する教育勅語とともに、わが国における、戦後制定された教育基本法的な性格のものであったと言うこともできよう。

4 教育勅語

旧憲法が施行される1890(明治23)年11月29日の約1月前の10月30日付けで、明治天皇の名前でもって「教育ニ関スル勅語」(以下、「教育勅語」という)が公布された。最後に「御名御璽」とあり、天皇の「署名捺印」か「記名捺印」がある。教育勅語は、明治政府の、「旧憲法による教育基本法」とも

言えるもので、1945（昭和20）年の敗戦時までその権威をほしいままにした。筆者と同世代の者は、皆、小学生の時から暗記させられたものである。

1940（昭和15）年、松山高商の田中校長の時代、陸軍第11師団の少将が松山で講演をした際、師団は幾つあっても一つの軍人勅諭があるように、教育については、教育勅語があるから、個々の学校が校訓と称して、これとは別のものを設けるのは心得難い、と暗に三実主義を批判したという。田中校長は、こうした軍部の批判を意識した上で、身の危険を感じながらも、三実主義の意義についての解釈を表明したという（松山商大「田中忠夫先生」pp.127～128）。

（補）戦時中までは、小学校・旧制中学校（男子5年制）・旧制高等女学校（5年制）等には、「御真影」と呼ばれた建物が正門の右傍に設けられていて、生徒は、登下校の際、その前で、脱帽して最敬礼をすることを強いられていた。それは、正面・横それぞれ1メートル余り、高さは3メートル位のコンクリート造りの立派な屋根を持った建物で、この建物に向かって巾1メートル・奥行き10メートル位の玉砂利を敷いた通路があり、「御真影」はその奥の地面より2～3段高いところに建てられていた。中には、天皇・皇后の写真と教育勅語が収められていた。この「御真影」が校舎から距離を置いた正門近くに設けられたのは、校舎が火災に遭っても、天皇・皇后の写真と教育勅語は無事であるようにとの配慮からであると思われる。また、この「御真影」の周囲には植え込みがあり、ちょっとした庭園の佇まいになっており、低いながらも柵があって近寄ることはでき難い雰囲気があった。

そして、卒業式・入学式等の式典のときは、校長が上記の「御真影」から、教育勅語を講堂などの式典の会場へ運び、また、式の初めに、校長が厳かな口調で読み、生徒達は頭を下げて静聴したものである。

因みに、松山高商・経専には、上記のような独立した「御真影」はなかったから、初めに述べたように、「御真影」を設けていたのは、初等中等教育の学校だけだったように思われる。

さて、教育勅語の内容であるが、直接教育に係る部分は次の通りである（漢字は現在のものに依った）。…「爾（なんじ）臣民父母二孝ニ兄弟（ケイテイ）ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信ジ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進デ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」

こうした考え方は、小学校の国定教科書や旧制中等学校・高等女学校等の修身や国語また小学校の唱歌の検定済教科書に取り入れられることになる。

また、最後の部分は「もし戦争が起こるなどした時は、義勇の精神を持って天皇と日本帝国を護れ」という意味である。

これを受けてであろうか、旧制中等学校以上の男子校には、教錬と呼ばれた軍事行動教育が必須課目とされていて、これらの学校には、武器庫があり、また、配属将校と呼ばれる現役の陸軍大佐がおり、その下に現役の中尉・少尉がいて3人体制で軍事教錬を担当していた。また、年に一度、各学校における軍事教錬について評価するための「査察」と称する試験のため陸軍から学校にきていた。なお、配属将校制度は1925（大正14）年に、奇しくも治安維持法制定の年に設けられたものである。

(補) 筆者が松山経専の学生で授業のあった時（1944（昭和19）年の前期）には、木曜日だったと記憶するが、終日教錬という時間割であった。足にゲートル（正式には巻き脚絆と言った）を巻き、腰に銃剣を帯び、三八式歩兵銃を担いで、背囊を背負って、当時の小野村の陸軍演習場（現在は陸上自衛隊の訓練場）まで歩いて行き、訓練を受けたのち、また歩いて学校まで帰って来る、という授業であった。

なお、当時の武器庫は、現在の図書館に併設の研究室の東の端あたりにあった。

V 日清戦争及び日露戦争

明治年間の日清戦争（1894～95（明治27～28）年）も日露戦争（1904～05（明治37～38）年）も日本から出兵し、日清戦争の戦場は朝鮮半島と遼東半島であり、山東半島の先端も戦場になった。日露戦争では、日本軍は朝鮮半島の西海岸と東海岸からも上陸、朝鮮王宮の占領に始まり、遼東半島と満州南部が戦場となった。

日清戦争の発端は、朝鮮における内乱で、韓国は清国に助けを求めたのに対し、日本がこれに干渉して、朝鮮半島に派兵したものの。これに先立ち、1890（明治23）年、日本経済は初めての恐慌を経験している。この経済的不況が日清戦争の引き金になったとの見解もある。資本主義は必然的に戦争を伴うとの

意見もあるが、歴史の解釈からすると、肯定せざるを得ないところがないではない。

(補) 戦後「死の商人」という言葉が使われたことがあった。筆者は、かつて経営教育学会という学会の全国大会開催の世話をしたことがあるが、その学会の恒例の行事になっていた産業界の人に講演を依頼した際、レジュメをお願いしたところ、その中に「インフレ大賛成、何時もどこかで戦争があること歓迎」とあったので、削除をお願いしたことを思い出す。

産業界は、戦争があれば潤うこと、1950（昭和25）年から3年間に亘る朝鮮戦争の際の「朝鮮戦争景気」が実証している。最近も、トランプの軍需産業推進による雇用の増大が見られるが、これが戦争につながらなければよいかと案ぜられる。

なお、日清・日露戦争は、ともに戦争を始めてから、宣戦布告をしている。つまり、旧憲法には、「天皇ハ戦ヲ宣シ和ヲ講ス」とあるが、天皇が宣戦布告をする前（日本政府が決めるより前）に軍隊が動いたと言うことである。

また、日露戦争は、ロシアの後ろにドイツ、フランスがおり、また、日本の背後には、イギリス（日英同盟）やアメリカがいたことから、第零次世界大戦とも言われた。

また、日露戦争は、朝鮮半島の支配をねらうロシアとそれをわがものにしようとする日本の利害の衝突であった。

日露戦争は日本の勝利とはいえ、危ない橋を渡った戦争であった。まず、戦費を賄う財源が不足し、「日露戦争臨時軍事費特別会計決算」によると、

| | |
|----------|--------------------|
| 戦費 陸軍省所管 | 1,283,318 千円 |
| 海軍省所管 | 225,154 千円 |
| 計 | 1,508,472 千円 に対して、 |

財源のうち、公債募金・一時借入金は1,418,731千円であって、戦費のほとんどが借金で賄われたと言う異常な姿であった。また、これらの借金のうちには、2度に亘り発行した英価公債689,592千円が含まれている（「日本史資料4（近代）」p.262）が、こうしたことが可能になったのは日英同盟のお蔭であった。

次に、奉天の大会戦の勝利はロシア側の日本軍の動きに対する錯覚によるものと言われている。日本では、この勝利の日3月10日を陸軍記念日とし、また、日本海海戦に勝利した5月27日を海軍記念日として祝った。日本海海戦については、ロシア側には、戦術的に誤算があったものと推測される。バルチック海から、日英同盟の関係でスエズ運河が通れず、はるばるケープタウン回りで来たという長旅で兵士は疲労困憊していたであろうから、仏領インドシナとかドイツ領であった南洋群島で休養をとり、さらに戦闘の訓練もしてから日本に接近すれば、あのような不様な負け方はしなかったであろうかと推測する。それとも、ロシア側は、日本海軍など問題ではないと判断していたのであろうか。何れにしろ、ロシア側の誤算があったように思われるのである。

日露戦争は、陸軍も海軍も表向きには勝利ながら、日本にとっては、大変危ない橋を渡って、やっと命拾いをしたような戦争であった。アメリカのルーズベルトが間に入って講和が出来たが、樺太の南半分を得ただけで、賠償金は貰えなかった。日露講和の全権大使の小村寿太郎は家に石を投げられるなど、勝利に酔い、実際の事情を知らない日本国民から攻撃された。

なお、日清戦争では、1万3千人の戦死者を出し、その何倍もの遺族を作った。日露戦争では、6万人を超える戦死者とその何倍もの遺族を生んだ。…支那事変（日中戦争）と太平洋戦争では、兵の死者は230万人、民間人の死者は80万人、合わせて310万人の死者とその数倍もの遺族を作り出した。

(補) 靖国に祀られた戊辰戦争以来の戦死者は246万柱という。このうち支那事変（日中戦争）と太平洋戦争の兵士の戦死者が230万であるから、この戦争が如何に被害の大きい無謀な戦争であったかが分かる。

Ⅵ 韓 国 併 合

仏教は百済から伝来（552年）し、時期を特定できないようだが、漢字もまた朝鮮半島やシナ大陸からもたらされるなど、日本と朝鮮とは、文化的に、先輩・後輩の繋がりがみられる。

(補) 人名の書き方も、三者とも、姓→名の順で書き、欧米の書き方とは違う。挨拶するとき頭を下げるときの共通している。欧米人は挨拶するとき頭を下げない。

また、九州と朝鮮半島の新羅・百済との間の交流があったこと、また、白村江の戦い（663年）に大敗した後多くの百済の住民が日本に来るなど、朝鮮半島の住民は日本人のルーツの一つをなしているという民族的に強い一体感がある。

(補) 日本人、シナ大陸人、朝鮮半島人は、欧米人からすると区別が付かないという。顔も体格も皮膚の色も、互いに共通の因子を持っているようだ。

日本民族は、朝鮮半島からの他、シナ大陸、シベリア、東南アジアといった各地にそのルーツを持った混血民族であるが、それ故に、よく言えば頭がよく、悪く言えば小賢しい人種が出来たのではないかと、素人ながら、思うのである。

(補) 相撲界では、指導してくれた上位の力士や先輩に本場所の土俵で勝つことを「恩を返す」というらしいが、日本は、文化的に先輩であり、民族的には祖先である朝鮮半島を取り込もうとしたのは、「恩を返す」心算だったのであろうか。シナ大陸を侵略したことについても同じことが考えられるかも知れない。しかし、こんな話は、一般に通用する話ではありえない。むしろ「恩を仇で返す」と言うのが当たっているのではないか。

戦国時代には、秀吉は、海外に興味を抱いていた信長からの影響があったのか、朝鮮半島からシナ大陸に侵入し、天皇を北京に連れて行くことを考えていたという。事実、秀吉は2度に亘り朝鮮半島に侵入した。

幕末の安政の大獄で「武蔵の野辺に朽ちた」吉田松陰は、日本周辺の侵略を唱え「蝦夷地を開墾し、カムチャツカ、オホーツクを奪い取り、琉球を参勤させ、朝鮮に貢納させ、台湾・ルソンの諸島を収める」と言う中で、「朝鮮に貢納させる」と主張している（朝日新聞2018（平成30）年1月12日「天声人語」）。また、明治の初期にも「征韓論」が唱えられたが、明治天皇が止めさせたという。この時、自ら朝鮮に行つて征韓戦争を起こそうとした西郷隆盛が政府から離脱し、後の西南戦争の原因ともなった。

このような歴史からすると、日本は、昔から朝鮮を我がものにするを考え続けてきたようにも見える。また、上記した松陰の言ったことは、昭和期にそのまま現実のものになったという、不気味な予言であったということもできるであろう。

すでにふれたが、日露戦争は、ロシアと日本の韓国の支配を巡る争いであった。日本の韓国支配の経過は、563 ページの明治末期の軍事費を示したところでふれたが、やや詳しく重ねて示せば、次の通りである。

- | | |
|---------------|---|
| 1905 (明治38) 年 | 韓国保護権確立実行に関する閣議決定…韓国を日本の保護国とする。 |
| 同年 | 第2次日韓協約…韓国の外交権を日本が掌握 |
| 1906 (明治39) 年 | 韓国総督府開庁 初代総督伊藤博文 |
| 1907 (明治40) 年 | 第3次日韓協約…これにより韓国内政全般を日本が掌握・韓国軍隊解散式・一部韓国軍日本軍と衝突・翌1908 (明治41) 年にかけて全国に義兵運動起こる。 |
| 1909 (明治42) 年 | 伊藤博文ハルピンで韓国青年に殺される。 |
| 1910 (明治43) 年 | 韓国併合に関する日韓条約調印・韓国に対する施政方針閣議決定 |

こうした強引な日本の韓国支配に対しては、当然のことながら、国内に強い抵抗・反発が生じた。上記1907～08 (明治40～41) 年の義兵運動・その翌々年の伊藤博文総督の暗殺事件がこれである。義兵運動ないし義兵闘争は、憂国の想いを持った者の他、強盗の類の者も混入していたと言うが、両者とも、武器をたずさえて、官憲に抵抗し、また日本人に危害を加えたという。暴徒の多くは農民であったが、中には知名に士あり、また、相当の官歴を有する者もあったという。

こうした暴徒と日本側の討伐隊との衝突回数は次の通りであったという。

| | |
|----------------|------|
| 1907（明治40）年10月 | 117回 |
| 11月 | 265回 |
| 12月 | 276回 |
| 1908（明治41）年1月 | 262回 |
| 2月 | 211回 |
| 3月 | 288回 |
| 4月 | 240回 |

以上は「日本史資料4（近代）」pp. 269～270による。

韓国併合は、日露戦争に勝利した日本がその勢いをかって、武力を背景に強行した侵略であったとみるべきであろう。

以下（2）へ続く